

↳ 法人へ低額譲渡した場合の収入金額

Q : 私が代表者である同族会社は毎年赤字決算で累積赤字も大きくなっています。これを解消するために私個人が所有している土地(時価3,000万円)を同族会社へ1,000万円で譲渡し、同族会社がこの土地を転売することにより利益を得させようと考えています。この場合、私個人の譲渡所得の申告は1,000万円を収入金額として申告してもよろしいでしょうか?

A : このような譲渡は低額譲渡といい、譲渡時の時価により、譲渡があったものとみなされますので収入金額は3,000万円となります。

【解説】

所得税法上、譲渡所得の起因となる資産を、法人に対して時価の2分の1未満の価額で譲渡した場合には、譲渡時の時価によりその資産の譲渡があったものとみなされます。よって、ご質問の場合には、時価の2分の1(1,500万円)に満たない金額で譲渡することとなりますから、時価である3,000万円を収入金額としなければなりません。

一方、資産を低額で譲り受けた法人側では時価と譲受価額との差額2,000万円が受贈益として、益金の額に算入されることとなります。ただし、会社の債務超過による整理手続の開始など、一定の条件に該当する場合は、法人税の課税は免除されることとなっています。

